

島根県建築士事務所指導要綱改正新旧対照表

島根県建築士事務所指導要綱（抄）

(新)	(旧)
<p>島根県建築士事務所指導要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）に基づき、島根県知事の登録を受けた建築士事務所及び登録を受けようとする建築士事務所の開設者等に対する指導に関し必要な事項を定め、その知識、技能の維持向上及び品位の保持並びに業務の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 建築士事務所の開設者等とは、法第23条の規定に基づいて登録を受けた者及び法第24条に規定する建築士（以下「管理建築士」という。）並びにこれらになろうとする者をいう。</p> <p>(建築士事務所の開設者等の責務)</p> <p>第3条 建築士事務所の開設者等は、建築士事務所の業務の執行に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。</p> <p>2 建築士事務所の開設者は、法第23条第1項に規定する設計等の業務のほか他の業務を兼業する場合は、設計等の業務内容と他の業務を明確に区分しなければならない。</p> <p>3 建築士事務所の開設者は、設計及び工事監理に関する業務を行う場合には、法第25条の規定による基準に基づいた適正な報酬をもって、書面により、契約を締結しなければならない。</p> <p>4 建築士事務所の開設者等は、建築士事務所として必要な装備の充実に努めなければならない。</p> <p>5 建築士事務所の開設者は、(社)島根県建築士事務所協会への加入に努めなければならない。</p> <p>6 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険へ加入することが望ましい。</p> <p>(知識及び技能の維持向上)</p> <p>第4条 建築士事務所の開設者等及び当該建築士事務所に所属する建築士（以下「所属建築士」という。）は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県知事の指定する講習（以下「指定講習」という。）の受講に努めなければならない。</p>	<p>島根県建築士事務所指導要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）に基づき、島根県知事の登録を受けた建築士事務所及び登録を受けようとする建築士事務所の開設者等に対する指導に関し必要な事項を定め、その知識、技能の維持向上及び品位の保持並びに業務の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 建築士事務所の開設者等とは、法第23条の規定に基づいて登録を受けた者及び法第24条に規定する建築士（以下「管理建築士」という。）並びにこれらになろうとする者をいう。</p> <p>(建築士事務所の開設者等の責務)</p> <p>第3条 建築士事務所の開設者等は、建築士事務所の業務の執行に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。</p> <p>2 建築士事務所の開設者は、法第23条第1項に規定する設計等の業務のほか他の業務を兼業する場合は、設計等の業務内容と他の業務を明確に区分しなければならない。</p> <p>3 建築士事務所の開設者は、設計及び工事監理に関する業務を行う場合には、法第25条の規定による基準に基づいた適正な報酬をもって、書面により、契約を締結しなければならない。</p> <p>4 建築士事務所の開設者等は、建築士事務所として必要な装備の充実に努めなければならない。</p> <p>5 建築士事務所の開設者は、(社)島根県建築士事務所協会への加入に努めなければならない。</p> <p>6 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険へ加入することが望ましい。</p> <p>(知識及び技能の維持向上)</p> <p>第4条 建築士事務所の開設者等及び当該建築士事務所に所属する建築士（以下「所属建築士」という。）は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県知事の指定する講習（以下「指定講習」という。）の受講に努めなければならない。</p>

(登録の申請等)

第5条 建築士事務所の登録の申請又は、更新の登録の申請（以下「登録申請」という。）にあたっては、法に定めるもののほか次の書類を添付しなければならない。ただし、管理建築士が法第24条第2項に規定する管理建築士資格講習を登録申請前5年以内に受けた場合は、指定講習を受けたものとみなし、第5号の書類を省略することができる。

- (1) 附近見取図（別記様式第1号）
 - (2) 建築士事務所の内部及び外部の主要な写真（別記様式第2号）
 - (3) 建築士事務所の装備申告書（別紙様式第3号）
 - (4) 登録申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本又は登記事項全部証明書
 - (5) 管理建築士が登録申請前5年以内に管理建築士向けの指定講習を受けたことを証する書類または受講の確約書（別記様式第4号）
 - (6) 建築士免許証の写し
2. 登録申請書の記載にあたっては、別表第1の書類一覧及び別表第2-1又は別表第2-2の作成要領に留意すること。
3. 建築士事務所の変更の届出にあたっては、別記様式第5号に別表第3の書類一覧に掲げる書類を添付しなければならない。
4. 建築士事務所の実業等の届出にあたっては、別表第4に掲げる届出者が別記様式第6号により届け出ること。

(知事の指導)

第6条 知事は、建築士事務所の開設者等に対し、法に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合、必要な指導を行うものとする。

1. 法第23条に規定する設計等の業務において、不誠実な行為を行ったと認められる場合。
2. 建築関係法令違反の建築行為について、関与したと認められる場合。

(雑則)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

(登録の申請等)

第5条 建築士事務所の登録の申請又は、更新の登録の申請（以下「登録申請」という。）にあたっては、法に定めるもののほか次の書類を添付しなければならない。

- (1) 附近見取図（別記様式第1号）
 - (2) 建築士事務所の内部及び外部の主要な写真（別記様式第2号）
 - (3) 建築士事務所の装備申告書（別紙様式第3号）
 - (4) 登録申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本又は登記事項全部証明書
 - (5) 管理建築士が登録申請前5年以内に指定講習を受けたことを証する書類または受講の確約書（別記様式第4号）
 - (6) 建築士免許証の写し
2. 登録申請書の記載にあたっては、別表第1の書類一覧及び別表第2-1又は別表第2-2の作成要領に留意すること。
3. 建築士事務所の変更の届出にあたっては、別記様式第5号に別表第3の書類一覧に掲げる書類を添付しなければならない。
4. 建築士事務所の実業等の届出にあたっては、別表第4に掲げる届出者が別記様式第6号により届け出ること。

(知事の指導)

第6条 知事は、建築士事務所の開設者等に対し、法に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合、必要な指導を行うものとする。

1. 法第23条に規定する設計等の業務において、不誠実な行為を行ったと認められる場合。
2. 建築関係法令違反の建築行為について、関与したと認められる場合。

(雑則)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(新)

別表第1

建築士事務所登録申請書類一覧

(正1部・副2部提出 ※副本は正本の写(コピー)可)

Table with columns for document type (e.g., 申請書, 誓約書, 定款), status (新規登録, 更新登録), and person type (法人, 個人).

※有効期間満了の日前30日までに提出
○: 要 - : 不要 △: 必要に応じ要
注1. 手数料については一級建築士事務所は15,000円、二級及び木造建築士事務所は10,000円を郵便振込で正本に納付すること。

別表第3

建築士事務所登録事項変更届書類一覧

(正1部・副2部提出 ※副本は正本の写(コピー)可)

Table for registration change documents with columns for document type (届出書), status (個人, 法人), and change category (建築士事務所所在地, 管理建築士, etc.).

※変更が生じた週間以内に届出
○: 要 - : 不要 △: 必要に応じ要
注1. 建築士法第24条第2項に規定する講習の終了証をいう。ただし、平成20年11月27日時点で登録が有効な建築士事務所については、その建築士事務所の管理建築士が変更されない限り、平成20年11月28日から50年以内は添付を要しない。(更新の場合)

別表第4

建築士事務所廃業届書類一覧

(正1部・副2部提出 ※副本は正本の写(コピー)可)

Table for business closure documents with columns for status (業務を廃止したとき, 関係者が死亡したとき, etc.) and person type (関係者, 清算人, etc.).

※30日以内に届出

(旧)

別表第1

建築士事務所登録申請書類一覧

(正1部・副2部提出 ※副本は正本の写(コピー)可)

Table for registration documents (旧) with columns for document type and status.

※有効期間満了の日前30日までに提出
○: 要 - : 不要 △: 必要に応じ要
注1. 手数料については一級建築士事務所は15,000円、二級及び木造建築士事務所は10,000円を郵便振込で正本に納付すること。

別表第3

建築士事務所登録事項変更届書類一覧

(正1部・副2部提出 ※副本は正本の写(コピー)可)

Table for registration change documents (旧) with columns for document type and status.

※変更が生じた週間以内に届出
○: 要 - : 不要 △: 必要に応じ要
注1. 建築士法第24条第2項に規定する講習の終了証をいう。ただし、平成20年11月27日時点で登録が有効な建築士事務所については、その建築士事務所の管理建築士が変更されない限り、平成20年11月28日から50年以内は添付を要しない。(更新の場合)

別表第4

建築士事務所廃業届書類一覧

(正1部・副2部提出 ※副本は正本の写(コピー)可)

Table for business closure documents (旧) with columns for status and person type.

※30日以内に届出

(新)

別表第2-1
建築士事務所登録申請書作成要領(法人)

- 提出部数は3部(正1部、副2部)です。副本については正本のコピーでもかまいません。
- 提出先は、建築士事務所所在地を管轄する島土整備事務所(島土整備局)です。
- 申請書、捺付書類中の重要な事項について、虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けている場合は登録されないことがあります。
- 更新免許申請は、現に受けている有効期限の満了の日前30日までに行わなければなりません。

書類	留意事項	様式等
1 申請書	1. 登録申請者氏名欄には、法人名称及び代表者の役職・氏名を記入のうえ事務局で登記された代表者印を押印すること。ただし、代表者の氏名の記載を自筆による署名で行う場合は押印を省略することができる。 2. 名称及び氏名にはふりがなを記載すること。 3. 支店長等を代表者とする場合は、業務執行権が商業登記簿等で確認できる者とする。 4. 手数料については一級建築士事務所は15,000円、二級及び木造建築士事務所は10,000円を島根県証紙で正本に貼付すること。 5. 建築士事務所の名称は、明らかに建築士事務所と認識できない名称の使用を避けること。例:○○不動産→○○不動産設計部	建築士法施行規則第5号書式
2 業務概要書	1. 新規の場合は記入なし。 2. 設計等の概要を最近のものから順次記載すること。(過去5年以内のものに限る)を記載すること。様式一枚に記載できないものについては、記載不要。 3. 建築士事務所の責任において行った設計等の業務を記載すること。協力事務所として他の建築士事務所の責任において行われる設計等の一部の業務を行ったものは記入を要しない。	建築士法施行規則第6号書式
3 所属建築士名簿	1. 管理建築士を含み記載すること。 2. 設計等の業務に従事する建築士を記載すること。 3. 2級建築士事務所は1級建築士を所属建築士とすることはできない。また、木造建築士事務所は1級又は2級建築士を所属建築士とすることはできない。	同上
4 略歴書	1. 登録申請者(法人の代表者)及び管理建築士の略歴を記載すること。 2. 期間は就退職の状況がわかるように正確に記入する。	同上
5 誓約書	1. 登録申請者氏名欄には、法人名称及び代表者の役職・氏名を記入のうえ代表者の自筆による署名を行うこと。ただし、代表者印を押印した場合は、署名に替えることができる。	同上
6 定款	1. 目的事項として、建築物の設計等を行うことを明確に記載すること。	
7 管理建築士講習修了証(写し)	1. 建築士法第24条第2項に定める管理建築士講習の修了証(写し)を添付すること。	
8 附近見取図	1. 方位、道路、目標となる地物を記入すること。	島根県建築士事務所指導要綱様式第1号
9 主要な写真	1. 新規の場合は、事務所全景、標識指示予定場所、設計等業務を行う室の状況がわかるものとする。 2. 更新の場合は、事務所全景、標識の判別ができるもの、設計等業務を行う室の状況がわかるものとする。	同 第2号
10 装備申告書	1. 区分1、①及び③、②、④、⑤、⑥は必ず装備すること。	同 第3号
11 商業登記簿謄本又は登記事項全部証明書	1. 目的事項として、建築物の設計等を行うことを明確に記載すること。 2. 申請前3ヶ月以内のものに限る。	
12 知事指定講習受講証明書(写し)又は誓約書	1. 管理建築士の島根県建築士事務所指導要綱第4条に定める指定講習(知事指定講習)の受講証明書又は誓約書を添付すること。ただし、管理建築士が法第24条第2項に規定する管理建築士資格講習を登録申請前5年以内に受けた場合は、知事指定講習を受けたものとみなし、省略することができる。	同 第4号
13 管理建築士の建築士免許証(写し)		
14 所属建築士の建築士免許証(写し)	1. 更新の場合は不要。	
15 建築士住所等の届出	1. 管理建築士及び所属建築士について、建築士の住所、業務の種類、勤務先名(建築士事務所にはその名称及び開設者氏名(法人の場合法人名称)及び所在地に変更があり、過去に届出をしていない場合のみ添付すること。	建築士法施行規則第3号書式、建築士法施行規則第3号様式

- 注1. 「設計等」とは、建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、建築に関する法令等に基づく手続代理をいう。
- 注2. 次に該当する者を管理建築士とすることはできない。
- ・住所が建築士事務所所在地から著しく遠距離にあり、常業上通勤不可能なもの。
 - ・建設業法の専任技術者、宅地建物取引業法の専任取引主任者等他法律で専任を要求されている者(建設業の営業所又は宅地建物取引業の事務所を兼ねている場合は除く)
 - ・建設業法の工事現場の専任主任技術者、専任監理技術者
 - ・管理建築士としての業務に支障をきたすような他の職務を兼ねるもの。
- 注3. 「建築士住所等の届出」の添付があった場合は、法第5条の2に規定する届出があったものと扱う。

(旧)

別表第2-1
建築士事務所登録申請書作成要領(法人)

- 提出部数は3部(正1部、副2部)です。副本については正本のコピーでもかまいません。
- 提出先は、建築士事務所所在地を管轄する島土整備事務所(島土整備局)です。
- 申請書、捺付書類中の重要な事項について、虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けている場合は登録されないことがあります。
- 更新免許申請は、現に受けている有効期限の満了の日前30日までに行わなければなりません。

書類	留意事項	様式等
1 申請書	1. 登録申請者氏名欄には、法人名称及び代表者の役職・氏名を記入のうえ事務局で登記された代表者印を押印すること。ただし、代表者の氏名の記載を自筆による署名で行う場合は押印を省略することができる。 2. 名称及び氏名にはふりがなを記載すること。 3. 支店長等を代表者とする場合は、業務執行権が商業登記簿等で確認できる者とする。 4. 手数料については一級建築士事務所は15,000円、二級及び木造建築士事務所は10,000円を島根県証紙で正本に貼付すること。 5. 建築士事務所の名称は、明らかに建築士事務所と認識できない名称の使用を避けること。例:○○不動産→○○不動産設計部	建築士法施行規則第5号書式
2 業務概要書	1. 新規の場合は記入なし。 2. 設計等の概要を最近のものから順次記載すること。(過去5年以内のものに限る) 3. 建築士事務所の責任において行った設計等の業務を記載すること。協力事務所として他の建築士事務所の責任において行われる設計等の一部の業務を行ったものは記入を要しない。	建築士法施行規則第6号書式
3 所属建築士名簿	1. 管理建築士を含み記載すること。 2. 設計等の業務に従事する建築士を記載すること。 3. 2級建築士事務所は1級建築士を所属建築士とすることはできない。また、木造建築士事務所は1級又は2級建築士を所属建築士とすることはできない。	同上
4 略歴書	1. 登録申請者(法人の代表者)及び管理建築士の略歴を記載すること。 2. 期間は就退職の状況がわかるように正確に記入する。	同上
5 誓約書	1. 登録申請者氏名欄には、法人名称及び代表者の役職・氏名を記入のうえ代表者の自筆による署名を行うこと。	同上
6 定款	1. 目的事項として、建築物の設計等を行うことを明確に記載すること。	
7 管理建築士講習修了証(写し)	1. 建築士法第24条第2項に定める管理建築士講習の修了証(写し)を添付すること。	
8 附近見取図	1. 方位、道路、目標となる地物を記入すること。	島根県建築士事務所指導要綱様式第1号
9 主要な写真	1. 新規の場合は、事務所全景、標識指示予定場所、設計等業務を行う室の状況がわかるものとする。 2. 更新の場合は、事務所全景、標識の判別ができるもの、設計等業務を行う室の状況がわかるものとする。	同 第2号
10 装備申告書	1. 区分1、①及び③、②、④、⑤、⑥は必ず装備すること。	同 第3号
11 商業登記簿謄本又は登記事項全部証明書	1. 目的事項として、建築物の設計等を行うことを明確に記載すること。 2. 申請前3ヶ月以内のものに限る。	
12 知事指定講習受講証明書(写し)又は誓約書	1. 管理建築士の島根県建築士事務所指導要綱第4条に定める指定講習(知事指定講習)の受講証明書又は誓約書を添付すること。	同 第4号
13 管理建築士の建築士免許証(写し)		
14 所属建築士の建築士免許証(写し)	1. 更新の場合は不要。	
15 建築士住所等の届出	1. 管理建築士及び所属建築士について、建築士の住所、業務の種類、勤務先名(建築士事務所にはその名称及び開設者氏名(法人の場合法人名称)及び所在地に変更があり、過去に届出をしていない場合のみ添付すること。	建築士法施行規則第3号書式、建築士法施行規則第3号様式

- 注1. 「設計等」とは、建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、建築に関する法令等に基づく手続代理をいう。
- 注2. 次に該当する者を管理建築士とすることはできない。
- ・住所が建築士事務所所在地から著しく遠距離にあり、常業上通勤不可能なもの。
 - ・建設業法の専任技術者、宅地建物取引業法の専任取引主任者等他法律で専任を要求されている者(建設業の営業所又は宅地建物取引業の事務所を兼ねている場合は除く)
 - ・建設業法の工事現場の専任主任技術者、専任監理技術者
 - ・管理建築士としての業務に支障をきたすような他の職務を兼ねるもの。
- 注3. 「建築士住所等の届出」の添付があった場合は、法第5条の2に規定する届出があったものと扱う。

(新)

別表第2-2
建築士事務所登録申請書作成要領(個人)

- 提出部数は3部(正1部、副2部)です。副本については正本のコピーでもかまいません。
- 提出先は、建築士事務所所在地を管轄する県土整備事務所(県土整備局)です。
- 申請書、添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けている場合は登録されないことがあります。
- 更新免許申請は、現に受けている有効期限の満了の日前30日までに行わなければなりません。

書類	留意事項	様式等
1 申請書	1. 登録申請者氏名欄には記名押印または自署による署名をすること。 2. 名称及び氏名にはふりがなを記載すること。 3. 手数料については一級建築士事務所は15,000円、二級及び木造建築士事務所は10,000円を島根県証紙で正本に貼付すること。 4. 建築士事務所の名称は、明らかに建築士事務所と認識できない名称の使用を避けること。例:○○不動産→○○不動産設計部	建築士法施行規則第5号書式
2 業務概要書	1. 新規の場合は記入なし。 2. 設計等の概要を最近のものから順次記載すること。(過去5年以内のものに限るを記載すること。様式一枚に記載できないものについては、記載不要。) 3. 建築士事務所の責任において行った設計等の業務を記載する。協力事務所等として他の建築士事務所の責任において行われる設計等の一部の業務を行ったものは記入を要しない。	建築士法施行規則第6号書式
3 所属建築士名簿	1. 管理建築士を含み記載すること。 2. 設計等の業務に従事する建築士を記載すること。 3. 2級建築士事務所は1級建築士を所属建築士とすることはできない。また、木造建築士事務所は1級又は2級建築士を所属建築士とすることはできない。	同上
4 略歴書	1. 登録申請者及び管理建築士の略歴を記載すること。 2. 期間は就退職の状況がわかるように正確に記入する。	同上
5 誓約書	1. 登録申請者の自筆による署名を行うこと。	同上
6 管理建築士講習修了証(写し)	1. 建築士法第24条第2項に定める管理建築士講習の修了証(写し)を添付すること。	
7 附近見取図	1. 方位、道路、目標となる地物を記入すること。	島根県建築士事務所指導要綱様式第1号
8 主要な写真	1. 新規の場合は、事務所全景、標識掲示予定場所、設計等業務を行う室の状況がわかるものとする。 2. 更新の場合は、事務所全景、標識の判別ができるもの、設計等業務を行う室の状況がわかるものとする。	同 第2号
9 装備申告書	1. 区分1. ①及び3. ①、②、③、④は必ず装備すること。	同 第3号
10 知事指定講習受講証明書(写し)又は誓約書	1. 管理建築士の島根県建築士事務所指導要綱第4条に定める指定講習(知事指定講習)の受講証明書又は誓約書を添付すること。ただし、管理建築士が法第24条第2項に規定する管理建築士資格講習を登録申請前5年以内に受けた場合は、知事指定講習を受けたものとみなし、省略することができる。	同 第4号
11 管理建築士の建築士免許証(写し)		
12 所属建築士の建築士免許証(写し)	1. 更新の場合は不要。	
13 建築士住所等の届出	1. 管理建築士及び所属建築士について、建築士の住所、業務の種別、勤務先名(建築士事務所にあつてはその名称及び開設者氏名)及び所在地に変更があり、過去に届出をしていない場合のみ添付すること。	建築士法施行規則第3号書式・建築士法施行細則第3号様式

注1.「設計等」とは、建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、建築に関する法令等に基づく手続代理をいう。
注2.次に該当する者を管理建築士とすることはできない。
・住所が建築士事務所所在地から著しく遠距離にあり、常置上通勤不可能なもの。
・建設業法の専任技術者、宅地建物取引業法の専任取引主任者等他法令で専任を要求されている者(建設業の営業所又は宅地建物取引業の事務所を兼ねている場合は除く)
・建設業法の工事現場の専任主任技術者、専任監理技術者
・管理建築士としての業務に支障をきたすような他の職務を兼ねるもの。
注3.「建築士住所等の届出」の添付があった場合は、法第5条の2に規定する届出があったものと扱う。

(旧)

別表第2-2
建築士事務所登録申請書作成要領(個人)

- 提出部数は3部(正1部、副2部)です。副本については正本のコピーでもかまいません。
- 提出先は、建築士事務所所在地を管轄する県土整備事務所(県土整備局)です。
- 申請書、添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けている場合は登録されないことがあります。
- 更新免許申請は、現に受けている有効期限の満了の日前30日までに行わなければなりません。

書類	留意事項	様式等
1 申請書	1. 登録申請者氏名欄には記名押印または自署による署名をすること。 2. 名称及び氏名にはふりがなを記載すること。 3. 手数料については一級建築士事務所は15,000円、二級及び木造建築士事務所は10,000円を島根県証紙で正本に貼付すること。 4. 建築士事務所の名称は、明らかに建築士事務所と認識できない名称の使用を避けること。例:○○不動産→○○不動産設計部	建築士法施行規則第5号書式
2 業務概要書	1. 新規の場合は記入なし。 2. 設計等の概要を最近のものから順次記載すること。(過去5年以内のものに限る) 3. 建築士事務所の責任において行った設計等の業務を記載する。協力事務所等として他の建築士事務所の責任において行われる設計等の一部の業務を行ったものは記入を要しない。	建築士法施行規則第6号書式
3 所属建築士名簿	1. 管理建築士を含み記載すること。 2. 設計等の業務に従事する建築士を記載すること。 3. 2級建築士事務所は1級建築士を所属建築士とすることはできない。また、木造建築士事務所は1級又は2級建築士を所属建築士とすることはできない。	同上
4 略歴書	1. 登録申請者及び管理建築士の略歴を記載すること。 2. 期間は就退職の状況がわかるように正確に記入する。	同上
5 誓約書	1. 登録申請者の自筆による署名を行うこと。	同上
6 管理建築士講習修了証(写し)	1. 建築士法第24条第2項に定める管理建築士講習の修了証(写し)を添付すること。	
7 附近見取図	1. 方位、道路、目標となる地物を記入すること。	島根県建築士事務所指導要綱様式第1号
8 主要な写真	1. 新規の場合は、事務所全景、標識掲示予定場所、設計等業務を行う室の状況がわかるものとする。 2. 更新の場合は、事務所全景、標識の判別ができるもの、設計等業務を行う室の状況がわかるものとする。	同 第2号
9 装備申告書	1. 区分1. ①及び3. ①、②、③、④は必ず装備すること。	同 第3号
10 知事指定講習受講証明書(写し)又は誓約書	1. 管理建築士の島根県建築士事務所指導要綱第4条に定める指定講習(知事指定講習)の受講証明書又は誓約書を添付すること。	同 第4号
11 管理建築士の建築士免許証(写し)		
12 所属建築士の建築士免許証(写し)	1. 更新の場合は不要。	
13 建築士住所等の届出	1. 管理建築士及び所属建築士について、建築士の住所、業務の種別、勤務先名(建築士事務所にあつてはその名称及び開設者氏名)及び所在地に変更があり、過去に届出をしていない場合のみ添付すること。	建築士法施行規則第3号書式・建築士法施行細則第3号様式

注1.「設計等」とは、建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、建築に関する法令等に基づく手続代理をいう。
注2.次に該当する者を管理建築士とすることはできない。
・住所が建築士事務所所在地から著しく遠距離にあり、常置上通勤不可能なもの。
・建設業法の専任技術者、宅地建物取引業法の専任取引主任者等他法令で専任を要求されている者(建設業の営業所又は宅地建物取引業の事務所を兼ねている場合は除く)
・建設業法の工事現場の専任主任技術者、専任監理技術者
・管理建築士としての業務に支障をきたすような他の職務を兼ねるもの。
注3.「建築士住所等の届出」の添付があった場合は、法第5条の2に規定する届出があったものと扱う。

(新)

(旧)

別記様式第 4 号

別記様式第 4 号

確 約 書

確 約 書

私は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県建築士事務所指導要綱第 4 条に定める管理建築士向けの指定講習を受講します。

私は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県建築士事務所指導要綱第 4 条に定める指定講習を受講します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

管理建築士 住 所

管理建築士 住 所

氏 名

印

氏 名

印